

# 新型インフルエンザ等対策に関する 業務計画および事業継続計画

平成26年9月制定  
令和8年3月改定

伊奈都市ガス株式会社

## 目次

### 第1章 総則

- 1-1. 業務計画の目的・基本方針
- 1-2. 業務計画の運用

### 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

- 2-1. 新型インフルエンザ等対策の実施体制
- 2-2. 情報収集および共有体制
- 2-3. 関係機関との連携

### 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

- 3-1. 新型インフルエンザ等対策業務の実施方法
- 3-2. 感染対策の検討・実施

### 第4章 事業継続計画

- 4-1. 基本方針
- 4-2. 継続業務の特定と継続方法

### 第5章 その他

- 5-1. 教育・訓練
- 5-2. 計画の見直し

## 第1章 総則

### 1 - 1. 業務計画の目的、基本方針

- (1) この業務計画（以下「この計画」という。）は、新型インフルエンザ等が国内外において大発生した場合においても、人命最優先の原則から感染拡大防止を前提に、都市ガスの供給を可能な限り維持し、ライフライン事業者としての社会的使命を果たすため、必要な対応・措置を定めるものである。

### 1 - 2. 業務計画の運用

- (1) この計画の対象とする「新型インフルエンザ等」とは、以下の通りとする。
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下感染症法という）第6条第7項に規定される新型インフルエンザ等感染症。
  - ・感染症法第6条第9項に規定される新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザ等感染症と同等に社会的影響が大きなもの。
- (2) 新型インフルエンザ等発生時の被害は、都市ガス事業者の従業員の40%が欠勤し、流行が8週間続くと想定する。また、他の社会機能維持者（※）は最低限度の稼働がなされていると想定する。
- ※治安を維持する者、ライフライン事業者（電力・ガス・水道）、ライフラインを維持するために必要な物資を輸送する者、国または地方公共団体の危機管理に携わる者、国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

### 2 - 1. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

- (1) 新型インフルエンザ等の発生段階は、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月）」に定めるとおりとする。

#### 〈発生段階〉

発生段階	状態
準備期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階
対応期1	政府対策本部が設置され、基本的対処方針が策定されて以降の対応期のうち、国内の発生当初の時期
対応期2	国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期
対応期3	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
対応期4	基本的な感染症対策に移行する時期

- (2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の体制は、以下の区分による。

新型インフルエンザの発生状況	体制の区分
準備期	(平常時)
初動期・対応期1	第一次非常体制
対応期2・対応期3	第二次非常体制

- (3) 平常時より、新型インフルエンザ等大流行時に備えて、従業員の安全確保を行いつつガスの安定供給を行うために最低限必要な業務について、予め課題を抽出・検討し、実施体制等の条件を整備する。また、ガス事業継続のために必要な交代・補助員確保のための課題を抽出し、対応策についても検討する。
- (4) 非常体制時には、的確かつ迅速な対応をはかるため、特別な組織および分担体制[別表第1-1、別表第1-2]を整備する。また、体制がより有効に機能するよう、訓練等を必要に応じ実施する。
- (5) 非常体制への移行は、非常体制を維持運営管理する事務局（以下単に「事務局」という。）の具申にもとづいて社長が決定する。ただし不在の場合には規定の代行順位[別表第

2]に基づき代行する。

- (6) 事務局の長は、厚生労働省がインフルエンザ流行の終息を宣言した場合、その他必要がなくなった場合には、非常体制を解除または変更する。

## 2 - 2 情報収集および共有体制、関係機関との連携

- (1) 平常時より、事務局等は、[別表第3]に定める外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行い、連携体制を構築する。
- (2) 非常体制時には、[別表第3]に定める外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (3) 各班は、得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に関係部所に周知する。

## 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

### 3-1 新型インフルエンザ等対策業務の実施方法

#### 3-1-1 第一次非常体制における対応

- (1) 広報総務班、導管班、お客さま対応班は、新型インフルエンザの感染状況に応じて、2-1に定める事業運営体制へ移行する。
- (2) 各班は、非常対策本部の指示により、(1)の事業運営体制に協力する。

#### 3-1-2 第二次非常体制における対応

- (1) 広報総務班、導管班、お客さま対応班は、新型インフルエンザの感染状況に応じて、2-1に定める事業運営体制を維持・強化する。
- (2) 各班は、非常対策本部の指示により、(1)の事業運営体制に協力する。

### 3-2 感染対策の検討・実施

#### 3-2-1 平常時における対応

- (1) 従業員への感染防止の視点から、医療用マスク、ゴーグル、食料品、生活必需品等を必要数備蓄し、定期的に備蓄状況を確認する等、新型インフルエンザの流行に備えた準備を行うとともに、手洗いの励行、健康状態の自己把握に努めるよう求めるなど、感染防止意識の啓発等を行う。

#### 3-2-2 第一次非常体制における対応

- (1) 広報総務班は、第一次非常対策本部設置後、速やかに以下の事項を周知・徹底する。
  - ① 新型インフルエンザの基礎知識とマスク着用、手洗い・うがい励行等の感染予防策に加え、感染拡大を防止するための「咳エチケット」等
  - ② 健康相談窓口とその活用方法
  - ③ 発熱時には直ちに医療機関を受診し医師の指示に従うべきこと
  - ④ 従業員等及びその家族が新型インフルエンザに感染した場合、または感染者に接触した場合の、会社への連絡、勤務の取り扱い等、社員等が取るべき措置に関すること
  - ⑤ 会議・集会等とその出席者数の制限に関すること
  - ⑥ 新型インフルエンザ発生国・地域への滞在・出張・旅行等に関する取り扱い

### 3-2-3 第二次非常体制における対応

(1) 広報総務班は、第二次非常対策本部設置後、3-2-2に定める周知内容を再徹底することに加えて、以下の項目等に取り組む。

- ①国内外の新型インフルエンザ感染状況等に加えて、全社の新型インフルエンザ罹患状況を継続的に把握し、周知する。
- ②従業員等及びその家族が新型インフルエンザに感染した場合は、地域の保健所等と綿密な連携を取り、指定医療機関等での隔離・医療措置に協力する。
- ③会議・集会に加えて、教育研修・イベント等の延期または中止の検討をするよう各班に指示する。
- ④第二次非常対策本部の指示に基づき、必要な職場へ医療用マスクを配布するとともに、通勤時の着用を義務化する。
- ⑤第二次非常対策本部の指示に基づき、必要な職場へ医療職を派遣する。
- ⑥国及び地方公共団体の指示に基づく、ワクチン接種等の新型インフルエンザ予防措置を実施する。
- ⑦国等の指示に基づき、患者発生国・地域に駐在する社員等及びその家族、または患者発生国・地域から帰国した社員等及びその家族に対し必要な措置を講ずるとともに、今後の患者発生国・地域に対する海外渡航の是非を検討し、渡航の取りやめ等の勧告を行う。

## 第4章 事業継続計画

### 4 - 1. 基本方針

#### (1) 最優先する事項

お客さま、都市ガス事業者の従業員（家族含む）、供給継続に資する関連事業者、の生命保護を事業継続に優先する。

#### (2) 事業継続計画の基本的な考え方

都市ガスの供給・製造について、大規模な供給途絶を招かないことを目的とする。それ以外の業務については、人命保護・感染拡大防止の観点から縮小する。特にお客さまと面対する業務は最小限度に留める。

#### (3) 事業継続計画の発動

原則として国内発生早期の状況になった時点で、社長が事業継続計画を発動する。

### 4 - 2. 継続業務の特定と継続方法

#### (1) 重要業務・縮小業務・休止業務の分類及び継続方針

平常時の業務を 表-4-1 のとおり2つに分類し、原則「A 重要業務」を継続、「B 縮小業務」を縮小することとし、事業継続計画を発動した際に速やかに対策本部長が具体的な決定を行い移行する。

表-4-1 業務の分類

区分	名称	内容
A	重要業務	都市ガスの供給維持に必須な業務及びその支援業務（システム、広報、電話受付、勤務管理等）
B	縮小業務	都市ガスの製造・供給の継続に直接関与しない業務

#### (2) 具体的な業務の区分

表-4-2のとおり業務を区分する。

「A 重要業務」の具体的な実施方法の詳細は、別に定める「重要業務の継続実施要領」による。

表-4-2 業務の区分

部門	業務	区分	備考
原料	原料（LPG、LNG）の受入に関する業務	A	
	原料調達業務	A	
	製造関連施設の維持管理業務	A	基地及び設備の保守点検、巡回、 応急手当等
供給	供給管理、圧力管理	A	中長期的な供給計画除く
	主要導管の維持管理	A	ガバナ含む。
	主要導管以外の維持管理	B	法定の漏えい調査含む
	ガス導管工事	B	新設含む。但し、緊急性を有するものはA
緊急 保安	ガス漏れ、供給支障対応	A	(※1)
システム 管理	供給・顧客管理等、供給に必須なシステムの保守業務	A	
総務 人事 経理 広報	感染拡大に関する業務	A	
	対策本部支援業務	A	
	労務管理	A	
	経理処理	A	但し、最低限度
	広報	A	業務停止を行うことの広報やマスコミ対応
	上記以外 福利厚生、中長期要員計画等	B	
お客さま 関連 業務	定期保安巡回	B	法定周知・調査含む
	開閉栓	B	新設開栓含む（※2）
	検針	B	
	面对しての料金收受	B	銀行振り込み等は継続
	電話受付	A	
	内管工事	B	新設含む。但し、緊急性を有するものはA

	ガス機器販売、修理	B	(※2)
	新規営業	B	
資材	供給継続に必要な資材類（導管材料含む）の調達	A	
	上記以外の資材類の調達	B	
研究	研究開発業務	B	

(※1)

お客さまとの面対業務は極力抑制するとの考えより、緊急保安業務のうち、下記の業務については原則、面対を抑制する。但し(※2)の考え方は適用する。

- マイコン復帰 電話復帰頂く。ガス臭い等の異常がない限り出動しない。
- 灯内内管修理 検知器調査等でメーターガス栓まで異常がないことが確認できた場合は、メーターガス栓を閉止しガスの使用ができないことを要請する（原則、灯内内管の修理は行わない）。
- 機器修理 当該機器の使用を中止して頂く。

(※2)

お客さまが社会機能維持者、救急指定病院等、社会的重要施設であった場合は個別に必要と判断する場合は対応する。

(3) 業務継続における人員計画

A業務の遂行のために、あらかじめ従業員・供給継続に資する関連事業者職員の割り当てを行い、本人に周知しておくこと。現場責任者が欠勤した場合に備え、代行者も定めておくこと。要員の健康状態を把握し、適宜業務割り当ての修正を行う。

(4) その他

特定接種の対象と成り得る者は、「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもののうち、これらの業務に従事する者（工事会社等の供給継続に資する関連事業者を含む）となる。

特定接種の対象者を選定し、ワクチンについては副作用の恐れがあること、効果が未確定であるため接種後にも感染防止策を講じなければならないことなどについて、説明して同意を得ておく。

## 5 - 1. 教育・訓練

### (1) 感染予防に関する教育

感染予防に関して、従業員全員に対し教育・訓練を計画して実施する。

### (2) 感染発生を想定した初動訓練

感染発生を想定し、感染者が確認された場合の初動措置などの適切な対応ができるよう計画的に訓練を実施する。

### (3) 供給継続に係る訓練

優先業務Aの指定を受けた従事者に対して、通常の業務以外の指定を受けた者はその業務が円滑に実施できるよう訓練する。

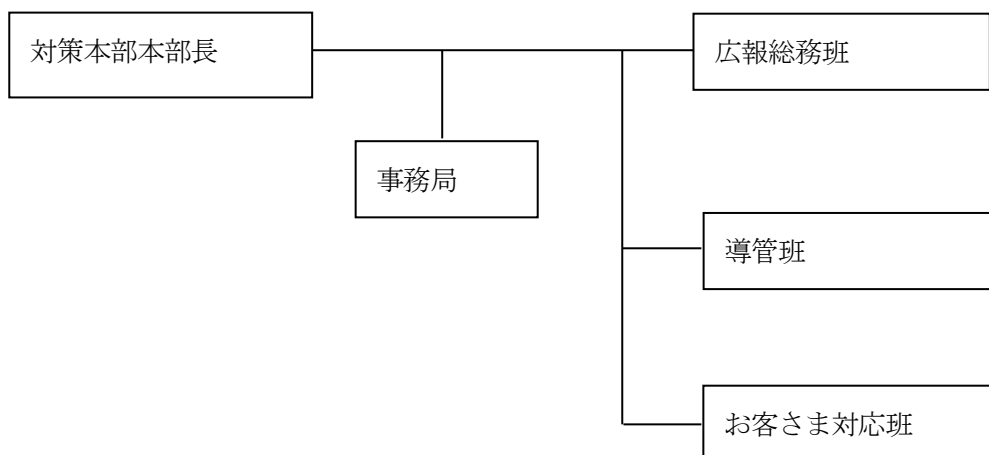
### (4) 全体訓練

全体訓練として、対策本部の設置に始まり、優先業務Aの遂行に至る一連の流れを関係者で確認する訓練も計画して実施する。

## 5 - 2. 計画の見直し

(1) 新型インフルエンザ等の大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されることから、今後の情勢の変化等を踏まえて、この業務計画は、随時見直し、必要に応じて、修正を加えるものとする。

別表第1-1 非常体制の組織例



別表第1-2 非常体制の分担業務

統括班	役職名	主な役割・業務
本部長	取締役社長	対策本部業務の推進・統括
事務局	小売部門担当者	本部長の補佐、対策本部内実施策の検討・実施
広報総務班	小売部門担当者	外部広報対応、役所対応、警備に関する事項、社員の勤務状況・安否確認、感染予防・感染拡大阻止に係る諸行動の周知徹底
導管班	導管部門担当者	導管事故処理計画検討・実施、導管警備体制の確立
お客さま対応班	小売部門担当者	一般のお客さま対応、受付対応

別表第2 体制発令の代行順位

代行順位	代行者役職
第1位	小売部門担当者
第2位	導管部門担当者

別表第3 外部諸機関

統括班	外部機関名
広報総務班	報道機関
	関東東北産業保安監督部 048-600-0415
	日本ガス協会（関東中央部会） 03-3504-3531
	厚生労働省
	内閣府（防災担当）
	埼玉県感染症対策課 048-830-7503
	上尾市東消防署伊奈分署 048-722-8111
	上尾警察署 048-773-0110

## 改定履歴

平成 26 年 9 月制定

令和 8 年 3 月改定

: 第 2 章 2-1. 新型インフルエンザ等対策の実施体制、2-2. 情報収集及び共有体制、関係機関との連携の改定

: 別表第 1-2 非常体制の分担業務の改定

: 別表第 2 体制発令の代行順位の改定

: 別表第 3 外部諸期間の改定